

# 柳津小学校 P T A 細則

## 第 1 条 役員及び会計監査の選出

- 1 役員及び会計監査の選出については、役員選出委員会を構成して行う。
- 2 役員選考委員会は運営委員会から 6 名、学校代表 1 名を選出して構成する。
- 3 役員選考委員会には、委員の互選により正副委員長をおく。
- 4 役員選考委員会は、正会員の中より役員会において推薦された次期の役員及び会計監査を選考し、総会において提案する。

## 第 2 条 専門委員会

- 1 専門委員会は、学年、地域生活、広報、保健体育、成人教育の各委員会とする。
- 2 専門委員会の委員は、次の各号により選出する。
  - (1) 学年委員会の委員は全学年話し合いにより、各学年から 6 名をめどに選出する。
  - (2) 地域生活委員会の委員は、各地域内の実情に応じて選出する。
  - (3) 専門委員会には、委員の互選により正副委員長をおき、その任期は 1 年とする。

## 第 3 条 専門委員会の構成と任務

- 1 学年委員会
  - (1) 学年委員会は、各学年で選出された委員をもって構成する。
  - (2) 児童の正常な育成向上をはかるため、学級懇談会を開催する。なお、各学年の実情に応じ、学年別の学級委員会を設け、それを学年委員会と称する。この委員会には、互選によって正副委員長をおく。
  - (3) 本部役員（現役役員・経験者）、ならびに P T A 表彰者（15 点以上）、会計監査、学級委員会、地域生活委員会、各専門委員会の正、副委員長経験者及びその配偶者は、児童を問わず学年委員を原則免除する。
  - (4) 学年委員はその年度の地域生活委員を兼任できない。  
(新設項目 平成 21 年 4 月 1 日より実施)
- 2 地域生活委員会
  - (1) 地域生活委員会は、各地域より選出された委員で構成する。
  - (2) 町内こども会育成会との協力を図り、児童の郊外生活補導、交通安全指導等にあたる。また、P T A 賛助会費を集め、賛助会員との連携を保つ。
  - (3) 本部役員（現役役員・経験者）、ならびに P T A 表彰者（15 点以上）及びその配偶者は、児童を問わず地域生活委員を原則免除する。  
(新設項目 平成 21 年 4 月 1 日より実施)
  - (4) 本部役員（現役役員、経験者）、P T A 表彰者（15 点以上）、会計監査、専門委員の正、副委員長経験者及びその配偶者は、児童を問わず地域生活委員会正、副委員長を免

除する。ただし、全員が免除対象者であった場合は、協議により選出する。

### 3 広報委員会

- (1) 広報委員会は、学年委員で構成し、委員は会長が委嘱する。
- (2) P T A機関紙を発行し、会員相互の意見交流ならびに広報活動等につとめる。

### 4 保健体育委員会

- (1) 保健体育委員会は、学年委員で構成し、委員は会長が委嘱する。
- (2) 本校の児童ならびに会員相互の厚生を図るとともに、学校給食、保健衛生等に協力する。

### 5 成人教育委員会

- (1) 成人教育委員会は、学年委員で構成し、委員は会長が委嘱する。
- (2) 成人としての資質向上を図るための研修活動を行う。

## 第4条 役員推薦委員会の構成と任務

- 1 役員推薦委員会は、地域生活委員の7地区（東塚・本郷・北塚・南塚・宮上・宮下・高桑）の代表を構成員とする。
- 2 役員推薦委員会には、委員の互選により正副委員長をおく。
- 3 役員推薦委員会は、各担当地区より次期役員候補を役員会に推薦しなければならない。

## 付 則

本細則は昭和56年1月1日より新設し、実施する。

平成3年5月2日に本細則の一部改訂を行う。

平成6年2月21日に本細則の一部改訂を行う。

平成10年2月18日に本細則の一部改訂を行う。

平成19年2月27日に本細則の一部改訂を行う。

平成20年1月23日に本細則の一部改訂を行う。

平成21年1月21日に本細則の一部改訂を行う。

平成22年5月1日に本細則の一部改訂を行う。

平成23年2月17日に本細則の一部改訂を行う。

平成25年2月19日に本細則の一部改訂を行う。

令和2年4月1日に本細則の一部改訂を行う。

令和5年4月1日に本細則の一部改訂を行う。